

第 5 3 回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：平成 2 5 年 8 月 2 3 日（金）

午後 6：00～

場 所：奈良市役所中央棟 6 階正庁

次 第

開 会

1. 議 事

- （1）第 5 2 回策定委員会議事録概要版の確認
- （2）施設整備のあり方について
- （3）その他

閉 会

(事前配布資料一覧)

資料 9 9 第 5 2 回策定委員会開催概要及び議事録概要版 (案)

第53回委員会

開催概要

H25.8.23

第53回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件名		第53回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会
日時		平成25年 8 月23日（金） 18：00～19：20
場所		奈良市役所中央棟 6 階正庁
出席者	委員	今井範子、片山信行、木内喜久子、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、高杉美根子、竹村健、田中幹夫、元島満義、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉田隆一、吉岡正志、渡邊信久 （田中啓義、古海忍、三浦教次委員は欠席）
	事務局	仲川市長、西山環境部長、阪口参事、高橋課長、山本工場長、村田課長、美馬主幹、井谷主任、田中主務
	コンサル	高島健一、河添智
開催形態		公開
記録作成者		奈良市クリーンセンター建設準備課
配布資料		NARA NEXT 4（仲川げん政策集） 奈良県平成15年（調）第 1 号 奈良市一般廃棄物処理施設に係る調停事件の経緯
会 議 内 容		
開 会 市長挨拶 1. 議 事 （1）第52回策定委員会議事録概要版の確認 （2）施設整備のあり方について 閉 会		

	議 事 要 約 内 容
事務局（美馬）	（開 会） ● 本日は大変お忙しい中、また、大変お暑い中ご出席を賜り、ありがとうございます。 今回は、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会の第53回目の会合です。最後までよろしくお願いします。 委員会に先立ちまして、マスコミの方から、撮影の申し入れがあります。 撮影は、議事が始まるまでとさせていただきますので、お願いします。 改めまして、仲川市長よりご挨拶を申し上げます。 市長は、公務のため、この挨拶が終了次第、ご退席いただくことになります。ご了承いただきたいと思います。 それでは、市長、よろしくお願いいたします。
仲川市長	● 皆様、こんばんは。 本日は、第53回目となりますクリーンセンター建設計画策定委員会に、委員の皆様には、ご多忙中のところご参加いただきまして、ありがとうございます。 私ごとでございますが、去る7月の市長選挙におきまして、2期目の当選をさせていただきました。市民の皆様からたくさんのご支援をいただきまして、次の4年間も引き続いて奈良市政を担わせていただくことになりました。特に、奈良市の最重要課題の一つでもございますクリーンセンターの移転・建設問題につきましても、多くの皆様方からさまざまなご意見をいただき、今後、しっかりと、前向きに進めていくようにご意見をいただいたと思っております。 きょうの委員会でも、いろいろと議題が出てくるというふうに伺っております。まず一つには、市長が選挙で変わってしまったら、また方針が変わるのではないかと、そういうご懸念もいただいていたやにも聞きますけれども、引き続き私が市長をさせていただきますので、これまで皆様方と議論、協議をさせていただいた、積み上げてきた成果については、しっかりとそれを踏まえまして、これから非常に大きな問題がございますけれども、委員の皆様方、また、候補地周辺の皆様方、そして、何よりも、すべての市民にとってこのクリーンセンターの問題が誰にもかかわりがある非常に大きな問題だという強い認識のもとで、この問題の解決に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。 既に、これまでも、皆様方からもさまざまなご意見をいただき、候補地や候補地周辺の皆様方からも、いろいろな意見書や請願書、質問状などを頂戴いたしております。一方で、今の環境清美工場の老朽化が非常に著しいということに対しても、皆様方からも非常に厳しいご意見もいただき、また、議会でも、この間も、非常に活発なご議論をいただいていたところがございます。私も、奈良市の2大テーマとして、クリーンセンターと火葬場の二つの問題については、次の4年間の任期の中でしっかりと道筋をつけるということを市民の皆様にも

	お約束をさせていただいておりますので、これからも、皆様方と、この問題をいかに速やかに解決するのかということをしかりと進めていきたいというふうに思っております。 これまでの議論の経緯の中でもいろいろと挙げられております道路の問題や、実際の収集運搬体制の問題、コストの問題、懸案事項といいますか、考えていくべきテーマがいろいろとございますけれども、こういったところにつきましても、これまで以上に、行政が、しっかりと主体性を持って取り組みを進めていきたいというふうに思っております。ぜひ、皆様方にも、さまざまな角度から更にご意見をいただきたいと思ひますし、何よりも、候補地の皆様方のお声も更にしっかりと何うということが非常に重要なことでもございます。今の左京を中心とした現工場周辺の皆様方の声もちろんですけれども、これから、奈良市として、どのようなクリーンセンターの運用をしていくのかということに際しては、やはり、候補地の皆様方、候補地周辺の皆様方のご意見をしっかりと中心に据えることが何よりも大切だと思っております。このあたりもぜひご理解をいただきまして、円滑な対話が進みますようにご協力をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
渡邊委員長	● ありがとうございます。 今回は、市長がめでたく再選されまして、内容については十分に承知されておりますので、それについてくどくどと申し上げることを今日はしないということで、今日は来ております。 ここで市長には退席してもらってはどうかと思いますが、事務局、それでよろしいですか。
事務局（美馬）	● それでは、市長は、ここで退席させていただきます。 [仲川市長退席]
事務局（美馬）	● 本日の委員会の出席状況でございます。 委員総数20名のうち15名にご出席をいただいております。奈良市クリーンセンター建設画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、本日の委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
事務局（美馬）	1. 議 事 ● それでは、早速議事に入らせていただきます。 議事の進行につきましては、渡邊委員長にお願いいたします。
渡邊委員長	● では、第53回奈良市クリーンセンター建設画策定委員会を開会いたします。 まず、本日の資料確認をお願いいたします。
事務局（美馬）	[資料確認]

渡邊委員長 事務局（美馬）	(1) 第51回策定委員会議事録概要版の確認 ● まず、議事録の確認であります。事務局に何か連絡は来ていますか。 ● 現在のところ、訂正等が入ってございません。
渡邊委員長	(2) 施設整備のあり方について ● 特になんかということですので、次へ進めたいと思います。 本日、メインで準備しておりますのは、公害調停の経緯ですが、平成15年（調）第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯及び調停条項の再確認ということを予定しております。7年経過しているわけですが、その経緯を再確認し、公害調停についてのおさらいをするということで、用意しております。 当初の予定では、まず、事務局から全体を説明いただきまして、内容的に、ここは強調しておきたいというところについては、委員からご発言をいただきたいと思います。 では、事務局、よろしくお願いします。
事務局（美馬） 渡邊委員長	[奈良市一般廃棄物処理施設に係る調停事件の経緯説明] ● ご出席委員の方々から、今ご説明いただいた内容に対して、補足ですとか、あるいは強調したい点、どうぞ、佐藤委員、お願いします。
佐藤委員	● 仲川市長がひょっとしてということで、こういうことを予定されたと思います。そのことに意義はあるかと思いますが、改めて、調停条項の重みというのを確認することは大事だと思います。 この委員会が発足して7年以上経過しておりますが、当初の段階で公害調停申請人の方が、公害調停の記録、申請から合意が成立するまでの冊子をつくっており、各委員にお渡ししているはずですが、これには全部、主な経緯が載っていますので、もう一度確認してほしいという提案です。 今日は、提出してから約2年4か月、審査が始まって丸2年で調停が成立したということで、第1回期日から最終の20回までの概要もお書きになっておられ、その上で、調停条項をお書きになっておられるのですが、ここで見ていただいたら解るのですが、17年8月段階で、調停委員会に、調停条項案が提示されています。そして、双方から意見が出て、9月8日に第2調停案をお出しになっている。ここで、いろいろあって、ぎりぎりのところで12月26日に成立したのですが、奈良市の当時の藤原市長は、非常に抵抗したわけです。最終期限の年次について抵抗されたわけです。 調停条項案の第1条の5項ですが、新施設の建設工事着手後4年以内を目標となっていますが、奈良県公害審査会調停委員会で3名の調定委員が指名された最初の案にも、あるいは第2案でも、ここは曖昧じゃないのです。平成27年3月末と明記している。しかも、その目標という曖昧な文言ではなくて、その段階で、27年3月末日までに新設を竣工、稼働し、本件ごみ焼却処理施設の操

業を停止するということを明記している。これは、いろいろなことがあって、期限を入れるのは反対だ、その目標というようなことを述べて抵抗されたわけです。田中幹夫代議員は奮闘されたと思うのですが、我々のほうも、そういう曖昧なものを受けるかどうか、対立があったのですが、調停委員会に戻ると、最終的には、こういう調停条項になったのです。この調停条項をまとめたときの調停委員会の委員長の所感が発表されています。

ここでは明示されなかったことについて述べています。「上申された被申請人側調停案は、」——奈良市側の調停案ですが、「当調停委員会案と異なり、第1条1項の移転期日について、『平成27年3月末日』が外され、『目標』という文言が付記されている。ところで、調停委員会が提示した調停案は、本調停の定義を踏まえ、双方当事者及び関係者の主張、発言、また提出された疎明資料を検討し、本件の重要性に照らし、調停目的実現の確実性を期すとともに現実的配慮を加えた適正且つ衡平なものとして提示したものである。

しかし、これが合意に達しなかったことは極めて遺憾であって、失望を禁じえない。」と述べています。そして、幾つかあった上で、「ただ、調停条項第1項に用いられた『目標』という文言は、本件の場合、この調停の経緯をふまえたときに、単なる努力目標などというあいまいなものではなく、その期日までの実現について関係者が緊張感をもって必死に取り組むことを強く要請された、もっと重くなる文言であると理解すべきであることを付言したい。

このことは、第1条に特に2項を定め、『目標期限』を見直すこと自体について厳格な要件を定めていることなどが明らかである。」と付言しているわけです。

改めて、第1条の調停条項の2項を見ていただきますと、今や、27年3月とは書いておりませんが、ずっと計算していきますと、1号、2号とずっと行きますと、新施設の建設工事着手4年以内を目標とありますが、これは27年3月と同じ時期を想定していたのです。想定しているのに、それを明記しなかったわけですから、第1条の2項に、「前項の新施設の建設にあたって、前項二ないし五記載の各目標期限までに当該事業の実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたときは、被申請人は、移転建設計画策定委員会に諮り、上記目標期限の見直しを含め、適切な対策を講じる。」と。だから、合理的かつやむを得ない事情が無い場合には、軽々に延ばせませんよと歯止めをかけているのですということを委員長が強調された。これは、私どもも、田中先生も、当時の市長も納得済みでこういう調停を結んだのです。

ところが、やはり、懸念したことというか、遅れてまいりまして、現視点で3年以上遅れているのは皆さんもご承知のとおりです。仮に、来年3月の段階で用地がきちっと確定したというように仮定した場合でも、それから、やはり4年にかかるというように見られますので、平成30年3月、丸々3年、現時点で3年以上遅れているのは間違いなく、そういう状況でありますので、これは、

渡邊委員長 吉田委員	やはり、この問題を放置できない。 もともと、これが出された経緯というのは、現工場のところで、何十年と、特定の地域の人たちに負担をかけたということで非常に危なっかしくなっている。これは委員長によって強調されるわけですが、放置できないような状況になっているので、一刻も早く、委員会は一応両者が策定しましたので、もう少しスピードアップしていくことがどうしても必要だということを感じました。 ちなみに言えば、あとの4条、5条のあたりで、用地が確定した段階で、どういう形で跡地を利用するのかということで、市民会議を設置となっています。つまり、完全に撤去されることを当時は想定されていたので、リレーセンターということは、念頭に置いていない状況になっていることも付言しておきたいと思います。 本当は市民会議を設置しなければならない段階になっているのだと思います。しかし、それよりも、今、委員会の議論のほうが先かもしれません。 それで、11条で、事業系ごみの分別収集の推進ということがうたわれていますが、私の知る限りでは、これは熱心に行われているとは思えない。事業系ごみの減量化、これは、市だけでなく、申請人も、奈良市も全体として一層のごみの減量化ということに努力する、これも余り目に見える成果は、外から見えるようなものにごみ袋を変えたというのはやられたと記憶しておりますけれども、有料化の議論はまで出来ていませんね。これは、10条、11条、12条あたりについても、奈良市も十分に取り組んでいない、調停条項に違反という問題があり得るということも念のために指摘したいと思います。 何よりも一番大事なものは、第1条の違反というのは非常に大きいということを申し述べたいと思います。 ● 他に、何かございませんか。 ● 今の資料の冒頭にありますように、申請人の人たちは3,194名、最終的には3,524名の申請人で申請しております。 私がこの場で一番お話ししたいのは、公害調停に至った地元左京の状態です。左京のほうに来られた方はわかると思いますが、工場の敷地の周りに左京小学校がございます。道一つ隔てて、煙突から学校の敷地まで最短で百何メートル、校舎についても二百何メートルの距離にございます。当時、私の子どもが6歳で、調停が始まった次の年の4月から小学校でした。小学校の中に、奈良市の学童保育の施設がございまして、その建屋が学校の敷地のすぐ横になって、うちの子どもも、非常に煙突に近い施設で、学校が終わってから過ごすのかなど。小学生の親になってみると、煙突の近くというのは非常に疑問に感じました。 また、こういう活動をしていて、よく煙を見ていると、風の強い日は、緩衝帯のようなものが外に、小高い丘がありますが、それを越えたところで、ぐっと下に降りてくる感じになっていて、その高さは、それこそ大人がボールを投げたら届くぐらいの高さという状態の立地です。
-----------------------	---

渡邊委員長 森住委員	こういうことから、左京の住民の方なら誰もが思っていることで、こういうところに小学校があつていいのだろうか、恐らく、こういうところから活動が生まれたということです。 調停の最初のきっかけをご説明いたしました。 ● ありがとうございます。 ● 今日、調停について、これだけの時間をとって議論をしていただくのは非常にありがたいと思います。もう7年たっておりますが、初回はこれだけ詳しい説明もなかったのも、本当にいい機会だと思いますが、これがもう少し早く始められていたらと思います。なぜなら、いろいろな意見書や申込書が来ておりますが、その中で、強調しておられることが三つほどあります。一つは、こういう審議会は公平でなければならない。にもかかわらず、この場合は、移転を推進した方がかなりのウエートを占めている、これは不公平だという批判が少なからずあると思います。無理はないと思います。そういう委員会ができたのは、多分、全国で初めてだと思いますから、そういうことを思われるのは無理ないと思います。 しかし、今お話ししましたように、出来たいきさつからしまして、中立の委員をもって主に構成するとならなかった、それが第6条です。どういう委員で構成するかということは、ここに書いています。これに基づいてこの委員会は構成されていますから、この委員会の構成が偏っているという批判は、この条項を私たちが十分に説明していなかったからです。 そういう意味で、ここをもう一度見ていただきたいと思います。このうち、私がどれに相当するかといいますと、4番目に書いてある学識経験者ではなく、その次に、申請人ら及び申請人ら推薦の学識経験者、これが私たちです。なぜ私らをここに入れていただいたかといいますと、公害調停を申請したときに、住民の方から支援を依頼されまして、それで公害調停について専門的にいろいろ支援した経過があるから、ここに入れていただいたわけです。 これで、皆さん方に何をわかっていただきたいかといいますと、学識経験者というのは、中立的な立場の者ばかりではないということを改めて確認していただきたいのです。私は、決して、いわゆる中立的な学者としてここへ参加しているのではありません。私は、この調停条項に従ってここに参加させていただきました。そういう責任を負っていますから、私の発言は、多分、一般的に偏っていると評価される方がいると思いますが、それは、この条項を私たちが十分説明してこなかったからです。これが一番違うところです。 もう一つ違うのは、この委員会は、権限も何も持っていない。なぜ行政にかわって行政がやるべきことをやるのだという批判がありますね。そういう批判もあって当然だと思いますが、普通、こういう審議会では、いわゆる思いつくことを審議して、答申したらそれで終わりです。そういう委員会がほとんどで、あとは答申に従って奈良市がやる、こういうのが普通の委員会です。
-----------------------	--

私たちは、もうちょっとたくさんの権限を持っているのではないかという疑問を持たれるのは無理ないですが、それは持っていないのです。持っていないが、こういう委員会をつくったのは、8条を見ていただきたいと思います。8条に、この決定を十分尊重しなければならいと書いていますから、決して、私たちが主役になって建設を進めるという意味ではありません。あくまで、主役は奈良市です。奈良市ですが、奈良市だけでは、後から言いますが、こういう建設問題というのはなかなかうまくいかないということがあったので、この8条で、こういう委員会をつくるようにと。私たちは、建設に関して第1義責任を持たない、それで8条が入っておるのです。

だから、この会は、お金もないし、権限もないのに、そんなに前面に出てやるべきことと違うという委員もおられますが、それも、ここの私たちが十分説明してこなかったからだと思います。

それから、一番大事なのは、いま1条ですが、何でこんなにややこしいことを設けたかといいますと、普通は、先般言いましたように、審議会をして、審議会以外に、そこで何年以内につくってくださいという答申を出せば終わりなのですが、そういうことをしたらどうなるのかといいますと、どこの行政も皆そうですが、ごみ処理施設や、奈良市の火葬場という問題は、方針を出すだけで、行政として前に進んでいくことができない非常にしんどい問題です。そのしんどい問題を奈良市が解決してもらうために、私たちがもう少し積極的に関与しなければならないということで、この1条を入れたのです。時限を切って、このように順番に議論していけば、住民の方も、奈良市単独で説明するよりも、かなりわかりやすくなってくるだろうという期待のもとに、こういうように何段階もハードルを設けまして、今ここまで来ているのです。

何故これだけ遅れたかといいますと、結局、住民の方がどういう対応をされるのかについての私たちの学習が足らなかったからです。

私は、今もやっていますが、反対運動をする方を支援するのが私の仕事です。今回は、たまたま、支援をする方がここの委員に入っていますから私も入っただけであって、私は、中立的な学者として生きてきたのじゃありませんから、むしろ、住民の方が困るような問題に対してどう考えたらいいかということ自分の課題にしましたので、こういう反対は住民のだれでもしたくなるのですが、したくなった場合に、どういうふうに行行政として考えていただいたらいいのか、そのことをわかってもらいたいために僕は入ったのです。それで、この協定を結んだのです。そうしたら、どこでもこの反対運動が本当に起こって、行政は幾ら主体的に努力をしても前に進まない、全国的にいっぱいあります、こんなところは。それで、こういうふうに期限を設けてね。

そして、一番大きなのは、公開制にしたということです。何をやったかというと、この委員会の設置要綱に書いてありますね。大抵は、公開してしまうと、場所がわかって、それで反対運動が起こるということで、普通は、皆、密室で

A 委員 渡邊委員長 A 委員	するのです。非公開でして、場所を専門的な委員の方々で決めて、それを公表して、あとは、反対が起ろうと、何であろうと、強引に進めていく、そういうやり方だったのです。これは、住民から見て、当然、腹が立ちますね。だから、今回は、公開を大原則にしたのです。公開したら、当然、今のようになります。初めからわかってしていますから、最初、西部の方と東部の方がずっと関心を持たれてこられました。あんなふうになって、こういう議論についても地域でもなかなか理解してもらえない、こういう状況が今も続いていますね。そういう意味で、言うはやすしの難しい問題を私たちは背負っているのです。そういうことを自覚しながら、これからも議論を続けていかなければいけない。 大抵は、委員会そのものが仲間割れしてしまうのです。どこでもそうなりますが、できなかつたら、人間は誰でも責任を押しつけたくなるので、行政に責任を押しついたり、委員の中で責任を押しついたり、そんな議論がどこでも起こるのです。それが起こったらまずいですから、公開制度にしたのです。 そのことを踏まえて、私たちは、3年遅れています、これからどういう手法をとったら本当にうまくいくのだろうかということを、よその例もたくさん研究しながら、今後、やっていくのが大事だと思います。 ● 都市計画法は、いわゆる平城ニュータウンの開発は、奈良市が平城地区、京都府が相楽地区、二つの地区が合併しています。そのときに、奈良の場合は、旧法で都市計画を拡張している、手続が指定ということですが、学校問題で、主に学校の設置というのは、旧法の段階、もう少し具体的に申し上げますと、昭和40年12月に旧法で道路とか公園とか生産緑地とか学校とか公共施設の位置づけがされています。そういうものをあわせて、いわゆる区画整理事業の区域が設定されているわけです。 そういうことで走っている中で、法律改正の途中で新法に切り替えられましたが、その中で、問題になるのは、今のごみ処理場が、いわゆる旧法の都市計画の緑地区域の山をごみ処理場に開発されている、法律を無視している、いわゆる用途区域の設定の中身を無視して、いつの間にか用途を変更して、ごみ処理場に転換されているということが、この問題をそもそも誤解に導いたのではないかと思います。過去のいろいろな法律の手続等を追っていきますと、その問題がどうも整理されないまま、ごみ処理場に転換されている。 だから、都市施設ではなくて、ごみ処理場に転換されたときには、市が用地取得4.1ヘクタールを2回、正確に言うと3回に分けて、公団が区画整理用地として確保した土地を買収しているわけです。公園用地まで金を払って確保するということは、都市施設ですから、あり得ないことです。本当はこの問題をきちっと整理しておくべきだった。それであれば、こんな問題は発生しなかったということを私は後悔しております。 ● 調停よりずっと昔の話ですね。 ● その問題は明らかです。奈良市と公団が、奈良市が強かったでしょう。その
--------------------------------------	--

森住委員	問題が整理されないまま、こんな問題を起こしてしまったということだと思います。 過去の都市計画地図等を見ますと、ごみ処理場は、緑地公園という名前が残っています。一部、印刷物を見ますと、そういう指定名が残っていると、私が見た限りではそういうことが言えます。やはり、その問題が今でもまだ残ってしまっているのではないかと思います。 ● 今の問題提起で、私たちは何の勉強が足りないのかというと、法的な制度の問題です。今のは、都市計画法の問題です。これは、都市施設と位置づけられていますから、その中で位置づけなければならないですが、その議論が私たちに伝わっていないという問題を提起されたのです。それ以外に、廃棄物処理法も、こういう問題が続いた場合に、どうするのかについて、余りきちとした方針を実は出していなかったですよ。出したのは、2003年頃です。2000年頃のダイオキシン問題のときに、ごみ焼却行為に対する問題がクローズアップされ、反対運動やあつれきが非常に起こりました。そういう場合に、住民にどうかかわったらいいいのかについての法整備をほとんどしていなかったのです。その辺の法整備の学習会をここでしたほうが良いと思います。
佐藤委員	● 今、森住先生がおっしゃったことは、私も必要だと思います。実は、その議論は、この1年以内ぐらいに、公害調停申請人の会の代理人の吉田弁護士ほか3名ぐらいと奈良市でやりとりをしているのです。ここでは、紹介されましたが、余り十分に議論されていませんので、それはしたほうが良いと私は思います。森住先生がずっと絡んでこられた、ごみ問題だけではなく、全国各地でありますので、その中で、関係住民の同意を得る、理解を得るということを自治体が懸命にやられるのは当然のことですが、関係住民の同意というのは法的にどういう意味があるのかについて、実際は環境省も方針が変わってきているわけです。その辺を正確に理解することは大事だと思います。 つまり、関係住民の理解を得ながら進めるというのは鉄則ではありますが、関係住民に拒否権を与えるものではない。やはり、関係する、ここであれば奈良市の事業を円滑に推進していくということが必要なわけですから、関係者に意見を聞くことはいいけれども、関係者の完全な同意がなければ進められないものではないということは、一度議論したほうが良いと思います。長時間かける必要はないと思います。
A委員	● 追加ですけれども、20年前に、左京小学校、幼稚園の会場で、教育委員会が、そこに小学校をつくるということについて、地元説明会がありました。そのときに、教育委員会がきちんと、本局とかの関係ですけれども、教育委員会は、都市計画図の過去の図面を調べたところ、学校用地にすることは最初から決まっているのだということを彼らは認識して、今度、ごみ処理場が移転するときには、確実に当然位置づけされていないところにごみ処理場があるのだから、変わりますよということを暗に示唆されたというのはそういうことなのです。

	この調書の中にも、小学校と300メートルの距離の問題については、当然、ごみ処理場の問題であって、ごみ処理場が建っているのだから、逃げていくのが当たり前だというのが、教育委員会がご説明されたという経緯に結びついているということも、皆さんにご協力いただく、そこから発展していくということだと思います。
渡邊委員長	(3) 今後の予定について ● 経緯と制度のことについてですが、現在も話し合いはやられているのですか。そのあたりも私はよく知らないのですけれども、その辺のことも含めてですね、また、考えたいと思います。少し事務局と相談する時間を下さい。 次回は10月の後半ぐらいを考えておりまして、私の都合でいうと、23日水曜日もしくは24日木曜日あるいは30日水曜日です。どれが適切でしょうか。
事務局（阪口）	● 事務局から、日程の件でお話しさせていただきたいと思います。いま、委員長の方から何日かご提示がありましたが、市長のほうもあまりにも出すぎなかったということで、極力委員会には出ていきたいという主旨のことを思っておられるようです。日程調整させていただきまして、大変申し訳ございませんが、本当であれば市長タウンミーティングといいまして、各地域の要望を5月頃、年度変わったすぐにいろいろな要望を聞いて、おおきなブロック毎に開かれていましたが、今回の市長選挙がありましてできなかったのも、これからそれも細かくやっていきたい。いままでは、8ブロックに分けていましたが、小学校単位ぐらいにわけてやっていきたいという市長の想いがあるみたいなので、それと議会もありまして、ピンポイントになるのですが、調整させていただきましたら、11月15日金曜日、大変申し訳ないのですが、その日は出席できるということでしたので、ご都合があると思うのですが、少しご検討いただければと、さきほど市長と日程調整させていただく中で、そういう話がでましたので、ちょっとお伝えさせていただきました。
渡邊委員長 佐藤委員	● 幸い、11月15日は可能です。よろしいですか。 ● それで結構ですが、例の部会ね。部会でのリレーセンター施設の問題。それから、できればさきほど申し上げたように、御苦労させますが、正・副委員長におきまして、少し準備を事務局と進めていただきまして、今度の市長が参加される11月の委員会で、一步でも二歩でも進められるようお願いしたい。
事務局（美馬）	● 委員の皆様方には、長い時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。 次回の策定委員会は11月15日金曜日です。またご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日は、これをもちまして閉会とさせていただきます。 どうもありがとうございました。